令和5年度 第1回川崎市教科用図書選定審議会 議事録

開催日時:令和5年4月26日(水)午後1時30分~2時10分

開催会場:川崎市総合教育センター第1研修室

出席委員数:川崎市教科用図書選定審議会委員15名(欠席委員1名)

(事務局)

本日は、お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。また、今日は雨でお足元も悪く、雨の勢いも強い時間に重なってしまいましたが、本当にありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第1回川崎市教科用図書選定 審議会を開催いたします。私は、本日の選定審議会の司会進行を務めさせていただきます、 川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務係長の新津と申します。 どうぞよろし くお願いいたします。

この審議会の委員の皆様の委嘱、または任命期間は令和5年4月26日より1年間となっております。

はじめに、川崎市教科用図書選定審議会の開催方法についてお伺いいたします。

令和5年度の審議会は全4回の開催を予定しています。なお、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられておりまして、審議会を公にすることにより発言者を特定することができてしまい、場合によっては誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性もございます。

そのため、自由かっ達な議論をすることができなくなる恐れがあります。このため、教科 用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考え られますので、審議会は非公開として開催させていただきたいと考えますが、委員の皆様よ ろしいでしょうか。御承認いただけるようでしたら挙手をお願いします。

【出席委員全員挙手】

ありがとうございます。それでは次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに次第が1枚ございます。

次に審議会の委員名簿が1枚、このほかホチキス止めの資料がございます。

不足等はございませんでしょうか。それでは開会にあたりまして、指導課担当課長の五味より御挨拶申し上げます。

(課長)

皆様、本日はありがとうございます。教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長の五味 でございます。本日は雨の中、教科用図書選定審議会に御出席いただきまして誠にありがと うございます。

今説明がありましたように、本年度の教科書用図書選定審議会は4回予定しております

が、次年度から小学校が使用する教科用図書の審議を行っていただきます。

また、高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領が年次進行で実施中でございますので、次年度から使用する教科用図書の審議を行っていただきます。

更に、特別支援学校、特別支援学級で、次年度から使用する教科用図書についても、審議 していただきます。

最後になりますが、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられております。委員の皆様方におかれましては、色々な立場から多角的に忌憚ない御意見を寄せていただきたいと思っております。

公平・公正な教科用図書の採択の一助になればと考えております。本日はどうぞよろしく お願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日、御出席の委員の皆さまを紹介させていただきます。恐縮でございますがお名前を読み上げますので、御起立をお願いいたします。

【委員紹介】

(事務局)

この審議会は、お手元の委員名簿にございますように、16名の委員で構成されております。本日御出席されている委員の人数は、13名でございますので、資料2ページ目にございます「川崎市附属機関設置条例」の第7条第2項に規定する会議の成立要件である「委員の半数以上が出席」されていることを、併せて御報告申し上げます。

先ほど御承認いただきましたとおり、この会議は非公開でございますので、本日お配りしております資料については、会議終了後に回収いたしますので、御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、「川崎市附属機関設置条例」の第6条第1項の規定により、本審議会に会長を置く必要がございます。

会長については、本日お集まりいただいた委員の皆様方の中から互選により定めること とされ、会長は本審査会の議長となります。

ただいまより、会長の選出に入りたいと思います。委員の方々で会長をお引き受けいただける方がいらっしゃいましたら挙手をお願いできますでしょうか。

もしいらっしゃらないようでしたら、事務局から御提案させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、中学校長会から推薦いただいている、野田委員にお願いしたいと思いますがい かがでしょうか。

【出席委員全員拍手により承認】

ありがとうございます。

それでは、野田委員に教科用図書選定審議会の会長をお願いしたいと存じます。申し訳ご

ざいませんが、野田委員は、会長席に移動して頂きまして、御挨拶をお願いいたします。 (会長)

あらためまして皆様こんにちは。御指名でございますので、僭越ながら会長をつとめさせていただきます。川崎市立西高津中学校校長の野田でございます。大役を仰せつかりましたが、皆様の御協力を賜りながら、公正かつ適正な審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは進行をお願いします。

(会長)

それでは、次第にしたがって議事をすすめさせていただきたいと思います。令和6年度川 崎市使用教科用図書採択方針について、事務局より説明をお願いいたします。

(事終局)

それでは令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について、私から説明をさせていた だきます。

配布資料の「令和5年度第1回川崎市教科用図書選定審議会-資料-」の7ページ、「令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について」を御覧ください。

まず、1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に 応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児 童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続きの 公正かつ適正を期すため、令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでござ います。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1)採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施してまいります。

次に、「(2)採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和6年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、該当する教科用図書も採択できるものといたします。

8ページを御覧ください。

次に、「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用 図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4)採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び

採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図 書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努め てまいります。

次に、「(5)静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択が、歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行います。また、特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行います。

9ページを御覧ください。「(7)採択時期」につきましては、8月31日までに行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1)教科用図書選定審議会」でございますが、 教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議 会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議 し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実 現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

10ページにお進みいただき、1点目は、「ア 学習指導要領との関連」、2点目は、「イ編集の趣旨と工夫」、以下、「ウ 内容」等でございます。また、「エ 構成・分量・装丁」におきましては、体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか、紙の教科書と併せて、学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、調査審議の対象としてまいります。

4の「教科用図書の採択手順」でございますが、はじめに、(1)の小学校が使用する教 科用図書につきましては、新たに採択を行います。

次に(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましても、 現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

11ページを御覧ください。次に(3)の高等学校が使用する教科用図書につきましては、 法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行う こととなります。

(4)の特別支援学校、特別支援学級の教科用図書も含めまして、後程、フロー図にて御説明いたします。

続きまして12ページをご覧ください。5の「教科用図書展示会」でございますが、教科 用図書展示会につきましては、本年6月9日から8月2日までの期間におきまして、お示し の8箇所でそれぞれ実施いたします。

13ページを御覧ください。

こちらは、「小学校における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。各学校では、校内調査研究会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で、調査研究会に報告していただきます。

調査研究会は、調査研究員により構成されておりまして、⑤で、各学校からの報告を取りまとめた調査研究、及び、⑥で、全ての教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。

教科用図書選定審議会は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておりまして、調査研究会からの報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。教科用図書の採択にあたりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

14ページを御覧ください。

こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。1番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。

左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございまして、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身に付けさせたい力等を、教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となったすべての教科用図書について調査研究を行い、⑤で、「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び、「調査研究会」の報告をも とに、採択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で、川崎市教科用 図書選定審議会に提出いたします。

教科用図書選定審議会では、調査研究等の報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、 ⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。

1枚おめくりいただきまして、15ページを御覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。

特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態、能力、適性などを踏まえて調査研究し、教科用図書選定審議会に報告いたします。また、特別支援学校の高等部におきましては、現在特別支援学校用の教科用図書がございませんので、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を、教科用図書選定審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、④でその審議結果を教育委員会へ答申いたします。

16ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。本日の選定審議会以降、調査研究会等を経て8月の教育委員会における採択を予定しております。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。では、ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

(委員)

目的についてお伺いしたいのですが、「本市学校教育に最も適した」とありますが、これは子どもたちに向けて先生方が教えやすい教科書を選ぶという観点になるのでしょうか。 (事務局)

目的にもございますが、「児童生徒が学習を進めるうえで極めて重要な役割を果たす」と ございますので、まず、かわさき教育プラン等で示された子どもたちに必要な資質・能力を 育成するために、最も適したものであるということが1番だと思います。ただ、当然教える 側の先生方の使い方も重要になってまいりますので、子どもたちの資質・能力の育成を第1 に、先生方の現場の使い方も踏まえて選ぶことになると考えています。

(委員)

ありがとうございます。子どもたちの意見を受け入れたりしないのかも併せて教えてい ただければなと思います。

(事務局)

採択において子どもたちの意見を取り上げるということはしておりませんが、現在の教 科書を使用している中で、子どもたちの様子などは、授業している調査の先生方はわかって いるとはいえます。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

その他いかがでしょうか。

(委員)

10ページのウ「内容」のところの「一面的な見解だけを取り上げているところはないか。」とありますが、例えば一面的というのは、考え方とか思想といったことですかね。

(事務局)

いろいろな考え方がありますので、教科書では多様な見方が出てくるのは大切なことに なりますので、委員のおっしゃった通りです。

(委員)

見本の展示の場所について、区ごとに記載があるが、ぜひ展示の前のお知らせの仕方を工夫してほしいです。今まで保護者も知らないうちに終わっていたり、先生方も忙しくて期間が短くいけなかったという話をよく聞くので、ぜひ、みんながやっているのがわかる周知の仕方をお願いしたいと思います。

(事務局)

総合教育センター総務室の方から回答させていただきます。展示会の通知は先生方に6月中に一般の展示会の前に各区1か所設けるところで、小学校の展示を行います。一般の展示会については、記載の8か所で実施し、6月の市政だよりで各戸に届くかたちでのお知らせをします。また、各区役所、市民館、図書館に分館を含めてチラシを置かせていただいております。HPでの掲載も行っております。そのような周知を行っております。

(会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。貴重な御質問、御意見ありがとうございました。ではただいまの議事について、委員の皆様には御承認をいただきたいと思います。 御承認いただけますようでしたら、挙手をお願いします。

【出席委員全員举手】

(会長)

ありがとうございます。それでは本日の議事は以上になります。その他のことで御質問等はございますでしょうか。

ありがとうございます。それではこの後の進行は事務局にお願いします。

(事務局)

会長ありがとうございました。先ほどご紹介できなかった途中から参加された委員を御紹介します。

【委員紹介】

次に事務局より連絡事項をお伝えいたします。

【事務連絡】

それでは、これをもちまして第1回教科用図書選定審議会を閉会いたします。本日はお足元悪い中、皆様御出席くださいましてありがとうございました。